

『東三河後見センター』会報 第61号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 4 年 9 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 5

9 月といえば？「敬老の日」。「お墓参り」。「お彼岸」。「台風」等。様々な言葉が頭をかすめました。筆を取りはじめてすぐに、大型台風 14 号がシルバーウィークの前半を直撃し、被災地域の報道にふれるたびに、事後処理など大変さを感じ、一日も早い再建を願うばかりです。

総務省がまとめた 2022 年 9 月 15 日現在の 65 歳以上の高齢者は 3627 万人と過去最多。その内訳を見ると、女性は 2053 万人（女性人口の 32.0%）、男性は 1574 万人（男性人口の 26.0%）で、女性が男性より 479 万人多い。総人口に占める高齢者の割合も過去最高の 29.1%となった。これは、2位のイタリア(24.1%)を 5 ポイント上回っており、日本はダントツで世界のトップを走っている。70 歳以上人口は 2872 万人、75 歳以上人口は 1937 万人。人口のボリューム層である「団塊の世代（1947～49 年生まれ）」が 2022 年から 75 歳を迎え始めたことから、75 歳以上が総人口に占める割合が初めて 15%を超えた。80 歳以上人口は 1235 万人となった。

「高齢者」が人口に占める割合が大きくなっていることは報道等のおりであるが、日本老年学会・日本老年医学会の「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」（平成 29 年 3 月）によると、特に 65～74 歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることや、各種の意識調査で従来の 65 歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっていることから、「75 歳以上」を高齢者の新たな定義とすることが提案され、「高齢社会対策大綱」においても、「65 歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつある。」とされている。

令和 4 年版高齢社会白書によると、65 歳以上の者の新体力テストの合計点は 2011（平成 23）年より上回っており、向上傾向にあること。健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、令和元年時点で男性が 72.68 年、女性が 75.38 年となっており、それぞれ 2012（平成 22）年と比べて延びており、さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っているとのこと。こうしたデータからも、「65 歳以上を一律に『高齢者』と見立てることが現実的ではない」ことを表しているように感じます。

100 歳以上の高齢者が 9 万人を超えて、「人生 100 年時代」と言われ、平均寿命と健康寿命も延びています。一方で、平均寿命と健康寿命の差は「日常生活に制限がある期間（不健康な期間）」（何らかの医療・介護・福祉が必要な期間）とされ、およそ男性で約 9 年、女性で約 12 年あります。認知症や寝たきりで介護が必要な状態になるおそれのある、この期間の権利擁護支援の果たす役割も大きいと感じます。

権利擁護支援の担い手養成

前号でお知らせしたように、新都市、新都市成年後見支援センター、当法人の協働による、「令和 4 年度新都市市民後見人養成講座」が始まりました。10 月には、基礎研修が終了し、実務研修が始まります。3 者が役割分担をしながら権利擁護支援の担い手を養成するスタイルはこれから重要になってくると思います。養成だけでなく、修了者が権利擁護支援のどの部分を担ってもらうのか、権利擁護支援者として活躍していただくのか、その指針となるものを地域の実情に応じながら検討していきたいと思っています。

（代表理事 工藤 明人）

2つの「公正証書」 ー任意後見受任者としての2年間の記録ー

手元に2つの「公正証書」があります。これからお話するAさんから預かった公正証書遺言書と、任意後見契約を締結した公正証書です。

（任意後見制度について）

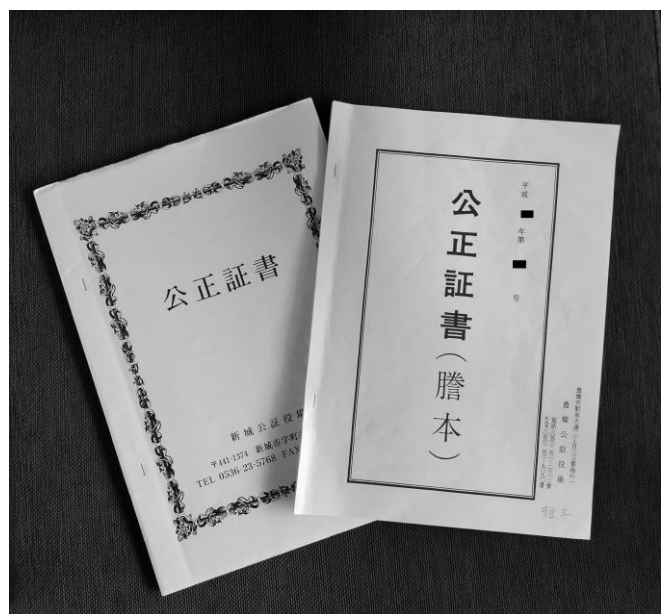
任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来本人の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が自ら選んだ人(任意後見受任者)に、自分の生活、療養看護及び財産に関する事務について、代わりにしてもらいたいこと(代理権を付与する事項)を、公証役場で作成された公正証書による契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。選任されるためには、本人、本人の配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者らによる申立てを行います。家庭裁判所は申立てを受けると、調査官※1や参与員※2が直接、申立人、本人及び任意後見受任者に会って、申立ての実情や本人の意見を聴いたりします。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる支援の内容に応じて、ふさわしい人を任意後見監督人に選びます。裁判所のホームページに記されたチェックリスト(任意後見監督人選任申立に必要な書類)を見ると、法定後見人等の申立て時と同様の書類を用意する必要があります。Aさんは、亡くなる数日前まで普通に会話もできました。任意後見監督人の選任の申立てをするということはありませんでした。

（Aさんとの出会い）

令和2年3月初旬、当時の法人代表長谷川さんとAさん宅を訪問して、Aさんの意向をお伺いしたのが、最初の出会いでした。Aさんは、平成28年に、豊橋公証役場で遺言書を作成されていて、自分の死後のことについて既に決めておられました。

自分の全財産をたった一人の妹に渡したいということ。そのための預貯金等の解約手続きを行ってほしい。現在住んでいる自宅を取り壊してほしい。葬儀は、近くにいる身内で行ってほしい、妹さんは関東に住んでおり、また



障がいを持った子供がいて、連れてくるのが困難なため。納骨先のお寺さまとは約束がされており、連絡してもらえれば葬儀は行われるということ。葬儀場の互助会会費も払い終わっており、会場の手配も連絡するだけでよいとのこと。自分で決めるべきことはほとんど決めてあり、ただ遺言執行者が遠方であること、すぐに動けない環境にあることが任意後見契約を必要になった理由であったと思われます。

（委任事務の開始）

Aさんは、契約から半年ほどたった令和2年9月に体調を崩し、Aさんの担当医の病院に入院することになりました。その病棟は「緩和ケア病棟」で、6階建ての5階全体が「緩和ケア病棟」、とても大きな病院です。「委任事務開始申出書」にサインをいただき、いよいよ委任事務が開始されました。本人宅の近くに住んでいる、親族(従妹)のBさんが保管していた通帳、印鑑、公正証書遺言書等を預かり、今後は東三河後見センターが管理することになりました。毎月の委任事務報酬として、3万円を受領することにもなりました。

年が改まった1月、入院期間も3か月を越え状態も安定していることから、退院の許可が出ました。しかし自宅に帰って一人で生活することは難しく、転院することになりました。その転院先の病院に1か月ほど入院して、「住宅型老人ホーム」へ入居することになりました。

（老人ホームでの日々）

令和3年2月からは「住宅型老人ホーム」での落ち着いた生活が始まりました。毎月1回程度の訪問でしたが、コロナの影響で面会制限があり、ホームの玄関先で差し入れを届けるだけの訪問が続きました。Aさんにとっては、老人ホームでの10か月が一番落ち着いた状態にあったと思われます。しかしAさんの身体の中では徐々にがん細胞が大きくなっていたと思われます。何もできない私は、ただAさんに買い物を頼まれれば買って届け、従妹のBさんと情報交換をして、3か月ごとの定期報告書（財産管理状況等）を渡すという事務を行っていました。



（再入院）

2度目の入院は、その年の暮12月に入ってすぐでした。11月より体調を崩されていた従妹のBさんは対応ができないため、タクシーで通院、そのまま入院となりました。発熱もあったため、コロナの検査で1階ロビーの隅で待たされた後の入院で、Aさんは待ち疲れてグッタリとされていました。2週間ほど点滴治療を集中して行い、正月明けには退院できるかなとの医師の診断でした。40日間ほどの入院期間でしたが、その間週に2～3度面会に行って、Aさんが食べたいもの、また、化粧水とか紙

パットまで買って届けていました。今まで従妹の B さんがやってきた買い物等の代わりを行うようになりましたが、A さんはおやつを非常に楽しみにされていて、買っていった焼菓子などをその場で美味しそうに食べられていました。病院の食事はある程度は食べられているようでしたが、自宅で一人暮らしをしていたころも、お菓子やケーキをよく好んで食べていたと A さんから聞いていました。

(A さんとの別れ)

3 回目の入院は、令和 4 年 2 月中旬突然でした。生活されていた「住宅型有料老人ホーム」で意識がなくなり、救急搬送で入院しました。その後意識は戻りましたが、決していい状態ではなく、しばらくして、医療用麻薬を使用し始めたと聞きました。痛み止めです。状態が落ち着けば転院できるという話もあるくらいになり、4 月の下旬までには決めなければといわれておりました。

4 月 1 日が 83 歳のお誕生日で、ちょうどその日に病棟看護師さんから、「鰻が食べたい」と本人が話しているのので、買ってきてもらえないかとのことでした。市内の鰻の専門店でお持ち帰りの鰻丼を注文し病院へ届けました。午後に届けたのですが、目は空いていて少しボーっとした状態で、眠たそうにもしていたので、鰻丼を病棟の看護師さんに預けて帰りました。11 月から面会してなかった従妹の B さんもお誕生日なのでデザートを持参、一緒に面会しました。



その日の夜中に少し呼吸が弱くなってきたので、今夜が峠かとの連絡が病院看護師よりありました。明け方に呼吸が停止したと連絡があり、さっそくかけつけました。安らかな死であったようです。昨日届けた鰻も一口二口食べられたとのことでした。お誕生日の翌日の早朝、A さんは亡くなりました。83 歳でした。

(死後事務を行う)

A さんの通夜・葬儀は、親族、友人 5 名で執り行いました。家族葬用のコンパクトなホールで、僧侶の読経とともに故人を偲ぶひと時を過ごすことができました。

そこから死後事務が始まりました。手続きに市役所等に行くとき、必ず「二つの公正証書」を持って手続きに行きました。相続手続きに必ず必要となる、故人の生まれてから死亡するまでの連続する戸籍謄本を取る時にも、時間は少々かかりましたがとることができました。改めて「公正証書遺言書」は故人の生前の意思表示であるということを感じつつ、金融機関での死亡届、相続手続きを行いました。

最後に残ったのは、自宅の解体です。自宅に置かれていた絵画、骨董の類は生前〇〇さんにあげてほしいと従妹の B さんに依頼してあったので、A さんの意思どおりに差し上げたようです。それ以外の家具、電化製品等は遺品整理の業者さんへたのんで処理してもらいました。解体工事はお天気の具合で

予定より少し時間がかかりましたが、2週間ほどで更地にしてもらいました。相続人さんには、解体費用の領収書と一緒に更地状態の写真を郵送して、報告しました。無事に土地(借地)も地主さんにお返しすることができました。

年金の返還については、4月豊川年金事務所へ死亡届を提出し、8月下旬になってやっと「年金給付費に係る照会について」という文書が、中央年金センター年金債権管理グループから届きました。

「……〇〇様について、亡くなられた後にお支払いした年金があり、ご返納いただける方を調査しております。年金を受ける権利は受給権者の方だけのものとなっており、亡くなられた後にお支払いした年金は、そのお支払いがご生前月分のものであっても、原則として国にお返しいただいております。つきましては……」

と、やわらかい書き方の照会文ですが、年金受給日に生存していなければ返さないということです。生計同一者がいれば、必要な手続きをとって返納する必要はありませんが、Aさんは一人暮らしでしたし、相続人さんである妹さんとは生計が別でした。従妹のBさんは4親等で対象外でした。

Aさんは、60歳の頃から子宮がんを患い子宮全摘、23年間も病気とともに生きてきました。面会時に身体がだるいにもかかわらず、買っていったお菓子をつまんで「美味しいね、また買ってきてね」とよく話してくれました。主食のごはんよりもお菓子の方が好きだったようです。従妹のBさんが病気で面会に行けなくなり、Aさんのと面会が私のみとなった最後の5か月、本当に食べたかったもの、欲しかったものが届けられなかったのではと今更ながら思います。(緩和ケア病棟の面会は、面会者の登録制で、登録されていない方は基本的に面会不可でした。)

最後まで食べたいという思いが強かったAさん。今ごろ何処かで甘いものをたくさん食べられているといいなと思っています。

ご冥福をお祈り申し上げます。



※1)家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行う裁判所の職員です。

※2)参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聞いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

(文責 山本達也)

会 員 紹 介

瀬瀬 光幸



この度は貴重な機会をいただきありがとうございます。
春日井市で社会福祉士と主任介護支援専門員（ケアマネジャー）
をしています。

まず、主任介護支援専門員としては、「ケアプラン 彩り」という
居宅介護支援事業所で、在宅生活をされる方のサポートをさせて
いただいています。事業所といっても自分ひとりです。

そして、社会福祉士としては成年後見の実務と愛知県社会福祉士会の「成年後見研修委員会」
で委員をしています。数年前に委員会に参加し、参加と同時に委員長になりました。右も左も
わからず、日々泣きそうな中、代表理事の工藤さんにいろいろと教えてもらって活動に取り組
みました。この委員会は「愛知ばあとなあセンター」事業部のなかにあって、当時、この事
業部長が工藤さんでした。工藤さんの任期満了後、ぼくが引き継がせていただいています。工
藤さんと一緒にいろいろなことができることや、いろいろな方と出会えることは自分にとって
楽しみであり、大切にしていきたいことです。

自分のしたいことを好きなようにしたいぼくは、ひとりでいる方が向いているようです。と
はいうものの、ケアマネとしても後見人としても、ご本人を筆頭にチームワークが大切です。
社会福祉士会の活動もチームで取り組み、達成感を分かち合えることをいつもありがたいと感じ
ています。

さて、ぼくは生まれも育ちも春日井市です。春日井といえば「子はかすがい、子育ては春日
井」、サボテン、道風くん（小野道風生誕地）がぱっと思い浮かぶ「まち」です。

大学は福井で機械工学を学びました。海も山も近く、刺身が美味しく、海水浴にスキーと充
実した学生生活をすごしました。

豊川市との縁は、子どもころの豊川稲荷への初詣です。そして、市民後見人の養成研修で
お世話になりました。

好きなことをふたつ書いてしめにします。

旅客機が大好きです。中学生の頃、現在の県営名古屋空港（自宅から5 km）によく通いまし
た。当時は全日空や日本航空だけでなく、国際空港として、コンチネンタル航空やカンタス航
空、ルフトハンザドイツ航空などが就航していて、Boeing747（ジャンボ）やトライスター
など大きな機材も観れてとても魅力的でした。

Mr.children と同年代のぼくは、嬉しい時には一緒に跳んで、恋を
した時は相手を想い、現代への怒りにはドロップキックを、辛い時は
支えられました。好きな曲に「彩り」があります。ぜひ聴いてみてく
ださい。

写真の詳細は QR コードから。



令和4年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和4年9月27日現在)

正会員費納入者（敬称略） 51名

- ・杉浦弥生 ・古川伸 ・大嶽理恵 ・岡本守 ・荻邦子 ・工藤明人 ・近藤由美子 ・武重傳
- ・田中剛 ・中村成人 ・山本達也 ・加藤啓子 ・上江道子 ・長谷川卓也 ・花田玲子
- ・長谷川愛 ・今泉全勝 ・倉本秀子 ・鈴木光子 ・二村良子 ・田中幸一 ・石原香 ・佐藤美子
- ・坂口幹子 ・今泉博充 ・梅田大巳 ・古瀬修 ・池田進 ・星野裕 ・彦坂敏 ・本多啓枝
- ・飯星睦生 ・村川賢一 ・杉山智子 ・緒河睦子 ・舟越正行 ・金田貴子 ・神谷典江 ・齋藤尚
- ・豊田和浩 ・長坂宏 ・井上裕一 ・西川邦輔 ・福住幸子 ・三浦正博 ・中島由恵 ・水野遠次
- ・小野晴美 ・三枚堂陽子 ・影山恒太 ・小林佳子

賛助会員費納入者（敬称略） 62名（うち匿名3名）

- ・西田初美 ・西田妙子 ・秋田誠二 ・足木充邦 ・伊藤忍 ・伊與田千鶴子 ・大須賀康
- ・小川祐子 ・加藤勝美 ・金沢富雄 ・工藤栄 ・瀬戸光幸 ・都築昭吉 ・中谷芳孝 ・夏目滋
- ・成瀬明子 ・樋口茅子 ・彦坂ケサエ ・藤井幸夫 ・水野登代子 ・室田満秋 ・大林充始
- ・加藤正則 ・加藤明代 ・中野正二 ・八木憲一郎 ・惣ト厚子 ・清水則子 ・石原紀久代
- ・田村陽子 ・北村隆信 ・新村知弘 ・田村真美子 ・寺部美代子 ・鶴巻信一 ・山内康敏
- ・吉本京子 ・石井義久 ・豊田弘子 ・伊藤文則 ・北沢悦子 ・岡本由紀子 ・藤倉陽子
- ・佐宗健二 ・磯村隆樹 ・廣永義昭 ・藤戸繁美 ・林梨絵 ・森岡真司 ・杉原昌博
- ・内藤加代子 ・横田和子 ・津田匂子 ・金澤良雄 ・荒川暁子 ・丸山博子 ・佐々木宏直
- ・佐々木直子 ・松田朝夫

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 5法人

- ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会 ・蒲郡市社会福祉協議会
- ・豊川市医師会 ・むつみ会

寄付者（敬称略） 31名（うち匿名3名）

- ・蟹江充子 ・古川伸 ・岡本守 ・小川祐子 ・荻邦子 ・勝見康夫 ・瀬戸光幸 ・中村成人
- ・野呂壽海雄 ・村川賢一 ・加藤正則 ・加藤明代 ・北村隆信 ・二村良子 ・石原香
- ・佐藤美子 ・北沢伊 ・小林修 ・齋藤歯科医院 ・福住幸子 ・三浦正博 ・中島由恵 ・和田肇
- ・清水則子 ・鈴木光子 ・坂口幹子 ・松下啓子 ・外輪ルリ子

東三河後見センターの今後の予定（10月～12月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回はオンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第5会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○理 事 会 11月18日(金) 18:30～ 豊川商工会議所第5会議室

○事務局会議 10月11日(火)、11月8日(火)、12月13日(火) 13:30～ 事務所内

◎冬季休業 12月29日(木)～1月3日(火)

認定 NP0 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和4年9月27日現在)

	後 見	保 佐	補 助	後見等監督	合 計
令和4年4月1日現在受任者数	62 名	25 名	15 名	1 名 (保佐)	103 名
今年度受任者数 (令和4年4月～)	5 名	1 名	1 名	0 名	7 名
今年度終了者数 (令和4年4月～)	2 名	0 名	1 名	0 名	3 名
令和4年9月20日現在合計	65 名	26 名	15 名	1 名	107 名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0 名	任 意 後 見 人	0 名	任意後見契約終了者	1 名
---------	-----	-----------	-----	-----------	-----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合 計
認 知 症	13 名	4 名	1 名	2 名	0 名	0 名	岡崎1、幸田1、湖西1	23 名
知的障がい者	27 名	8 名	9 名	3 名	1 名	12 名	名古屋1、岡崎3	64 名
精神障がい者	10 名	0 名	7 名	1 名	0 名	1 名	幸田1	20 名
合 計	50 名	12 名	17 名	6 名	1 名	13 名	8 名	107 名

★市民後見人が担当している利用者数

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認 知 症	1 名	3 名	1 名	5 名
知的障がい者	25 名	6 名	7 名	38 名
精神障がい者	5 名	0 名	0 名	5 名
合 計	31 名	9 名	8 名	48 名

市民後見人 23 名の方が上記表の 48 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NP0 の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和4年4月1日～令和4年9月27日 現在)

○ 賛 助 会 員 費 納 入 者 : 67 名 (法人賛助会員 5 名含む)

○ 寄 付 者 : 31 名

◎ 認 定 寄 付 者 人 数 : 87 名 (年間目標 100 名以上!!)



📄 会員入会・寄付のご案内 📄

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NP0 の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記

9月に入っても季節外れの真夏日や豪雨が続いていましたが、相次ぐ台風で夏が吹き飛ばされたのか、特に朝晩と肌寒い日が続くようになりました。庭から秋の虫の声が聞こえるなど、ようやく平年並みの落ち着いた日々が取り戻せそうです。このまま何事もなく秋を過ごせたらと思います。(編集:井上裕一)